

第6回 白馬村地域公共交通会議議事録

1. 開催日 平成22年2月25日(木) 13時30分～14時25分
2. 場所 白馬村保健福祉ふれあいセンター2階 学習室
3. 出席者 太田委員(代理)、北野委員、青柳委員(代理)、上條委員、松沢委員、風間委員、中村委員(代理)、速水委員、渡邊委員、熊井委員(代理)、花井委員、高橋委員、松澤委員、横澤委員、太田委員
4. 事務局 太田総務課長、吉田総務課企画情報係長
5. 関係職員 田中観光農政課観光特産係長、柏原観光局派遣主査
6. 配布資料
 - 資料1 : 白馬村地域公共交通(デマンド型乗合タクシー)検討委員会の開催状況について
 - 資料2 : デマンド型乗合タクシー運行計画(案)について
 - 資料3 : 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っている証明書(案)
 - 資料4 : 白馬村地域公共交通総合連携計画の変更(案)について
 - 資料5 : 白馬村地域公共交通会議委員名簿

(事務局)

大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今より「第6回白馬村地域公共交通会議」を開催させていただきます。

本日は、太田会長が急遽開催となりました、北アルプス広域正副連合長会議への出席によりまして、代理として窪田副村長が出席しております。

そして、委員の小林長野県企画部交通政策課長様、小須田北安曇地方事務所長様、小林大町警察署白馬村交番所長様、遠藤松本電気鉄道株式会社白馬営業所長様、倉島社団法人長野県バス協会専務理事様は欠席。

青柳川中島バス株式会社代表取締役様、中村長野県タクシー協会長様、熊井国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局長様におかれましては、あらかじめ代理出席とご連絡いただいておりますので、お手元の出席者名簿の通りご報告させていただきます。

そして、第5回会議以降におきまして、本会議委員の異動等に伴い1名の委員が所属変更となりました。

本日お配りしました資料5をご覧ください。名簿番号16番の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表で、これまでも委員でありました花井委員の所属を修正し、そのため同一団体となりました二本松委員につきましては、調整の結果本委員を退く旨のご連絡をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

本日は、協議事項の詳細説明が必要な場合に備えて、観光農政課の職員が同席させていただきますので、よろしくお願いたします。

事務局からの報告といたしまして、本補助制度活用に関係上、先月1月には地域公共交通活性化・再生総合事業に関する平成21年度の事後評価ということで、急なお願でありま

したが、委員の皆さまからご協力をいただき、評価の書面確認ということで、出されましたご意見を追記して評価結果を修正し、委員の皆さんに再送するとともに白馬村公式行政ホームページで公表しておりますので、ご了承をお願いいたします。

1. 開会

(事務局)

それでは、開会のご挨拶を、太田会長代理 窪田副村長より申し上げます。

(会長代理)

皆さん、こんにちは。副村長の窪田でございます。

今、司会から話がありましたように、村長が今日、急遽北アルプス広域連合の会議がありまして失礼をさせていただいております。代わって出席をさせていただきました。どうぞよろしくをお願いいたします。

ここ数日、抜けるような天気が続きまして本当に暖かい陽気になりました。確実に春が近づいているなあと実感している今日この頃でありますけれども、大変お忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございます。

今回の議題につきましては、平成22年度に向けたデマンド型乗合タクシーの運行計画及び第4回交通会議で策定されました、白馬村地域公共交通総合連携計画の第1回変更につきまして、委員の皆さまからご審議をいただくものであります。闊達な討議をお願いし、村長に代わりましてのごあいさつにさせていただきます。

それでは、ただ今から地域公共交通会議を開催させていただきます。

2. 会長あいさつ

(事務局)

続きまして、会長あいさつということで、風間副会長よりごあいさつを申し上げます。

(副会長)

皆様、こんにちは。お忙しい中、今回の会議にご出席をいただきましてありがとうございます。

今、副村長・事務局から話がありましたとおり、会長の村長が急遽所要があるということで、私が会長の代わりのあいさつということであいさつをさせていただきます。

これまで、本交通会議委員の皆さま及び福祉交通・観光交通の検討委員会等関係する皆さまからのご審議をいただき、乗合タクシー事業につきましては、平成21年度の実証運行結果から、さらに利用者ニーズに沿った運行計画への見直しについてご検討いただいたことから、本日の議題として平成22年度の実証運行計画を協議事項として示させていただきます。

また、白馬村地域公共交通総合連携計画につきましても、主に観光交通という新たな交通体系について、これまで審議していただき今冬の循環バス試験運行計画を策定し、現在でも運行しておりますが、これらの内容について連携計画に反映させるなど、現状に合った連携計画を変更することについても議題としてお諮りするものでございます。皆様に慎重審議をよろしくお願いいたします。

3. 報告事項

(事務局)

ここで、議題に入ります前に報告事項をご説明申し上げます。

乗合型デマンドタクシーにおける検討委員会の結果につきまして、検討委員会委員長であります住民福祉課長、松澤委員よりご報告申し上げます。

(松澤委員)

私の方で検討委員会の委員長を務めさせていただいておりますので、ご報告させていただきます。最初に乗合タクシーの利用状況であります。4月から始まった中で、6月は550人、7月は558人と500人を超えていたところがございますが、夏場につきましては500人を下回りました。降雪のあった12月からは500人、1月は544人と降雪前に比べますと30人から70人近く利用が多くなっているような状況で、4月からの利用者総数は4,838人ということがございます。

それでは、お手元の資料1をご覧くださいと思います。

5回目の地域公共交通検討委員会を12月3日に白馬村役場におきまして開催いたしました。

ここにおきましては、9月までの上半期の運行状況を報告し、また期間中に利用いただきました利用者からのアンケート調査を報告し、ご意見をいただいたところがございます。

概要は資料にありますような結果で、10項目ほどの評価項目の中で、下の2つは評価が低いのですが、大方運行の中では満足していただいていると考えているところです。

最終便の時間については、平日運行に対しての満足度が低いということが読み取れます。また、土曜日の運行についても運行して欲しいと希望があったわけではありますが、協議の中では、土曜日の運行については、まだ良いのではないかという意見がありました。少し外れませんが住民以外の利用希望もあるということも意見にありましたので、ちょっと申し上げさせていただきます。

次に裏面をご覧ください。6回目の検討委員会は、2月8日に同じく白馬村役場で開催し、ここでは先の5回の検討委員会の意見を基に今後の運行時刻改正の協議をいたしました。

増便することなく、最終便の時刻を3時40分から遅らせる。また2便につきましても若干時間を動かす等の協議をしたところがございます。この会議におきましても、土日の運行につきましても、運行しないことを確認させていただいたところがございます。

次に、22年度の乗合タクシー実証運行事業についての協議をいたしました。また、さらに村が進めております福祉有償輸送の概要についてもお知らせし、協議結果については、本日の交通会議に諮る旨を紹介し閉会をいたしました。以上でございます。

(事務局)

報告事項につきましては以上でございます。

ただ今の報告事項につきましてご質問がありましたら、お受けしますのでよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

4. 協議事項

(事務局)

それでは、協議事項に移りますので、これからの進行につきましては、本会議設置要綱第5条及び第4条の規定に基づき、太田会長不在ですので、風間副会長よりお願いいたします。

(副会長)

それでは、次第に基づきまして議事を進めさせていただきます。

協議事項1.「デマンド型乗合タクシー運行計画(案)について」

検討委員会委員長であります住民福祉課長、松澤委員からの説明をお願いいたします。

(松澤委員)

それでは、資料2に基づきまして、私から運行計画案についてご説明をさせていただきます。5回・6回の検討委員会の協議の中で、特にニーズの高かった最終便の時刻については、協議の結果、1日の運行便数を変えずに最終便の時刻を後ろに伸ばせばどうかという提案をいただき、これについて協議し、2便につきましては、9時30分を9時15分に15分早め、これにつきましては改正のポイントとなるJRの時間に余裕を持って到着できるようにということでご提案するものでございます。

その他につきましては、運行時間は延長するものの1日の便数は増やさないということで、最終便の8便につきましては、15時40分から16時に変更し、それに伴い7便につきましては20分遅くし15時。それ以外の便につきましては、現在の運行時間をあまり動かさないで行きましょうということで、ご協議をお願いいたします。

(副会長)

ありがとうございました。ただいまの資料2の説明につきまして、なにかご質問等がありましたらお願いします。

如何ですか。それでは何も無ければ、デマンド型乗合タクシー運行計画案につきまして、決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員で可決となりました。デマンド型乗合タクシー運行計画案は承認されました。案を消していただきますようお願いいたします。

続いて、只今の議題と関連する資料3道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書(案)につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

この証明書案につきましては、平成21年度の運行時にも作成させていただきました内容と協議が調った期日のみが違っており、先ほどご承認をいただいた運行時間については具体的に前回も明記されておりませんので、内容的には全く変わっていないということでご確認いただければと思います。

従いまして、先ほど承認されましたので本日付で協議が調ったこととなる証明書となりますので案を消していただければと思います。説明につきましては以上です。

(副会長)

それでは、次に

2.「白馬村地域公共交通総合連携計画の変更(案)について」

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、私の方から全般的な説明をさせていただきます。資料4-1をご覧ください。

白馬村地域公共交通総合連携計画の一部変更案についてという資料ですが、1. 変更理由として、白馬村地域公共交通連携計画は、これまで検討を重ねてきた新たな交通システムを軸として、交通事業者や関係機関が連携し、住民や観光客のニーズを反映した持続性のあるシステムの構築を目指し、地域の主体的な取り組み及び創意工夫を総合的かつ効率的に推進する目的として、保育園の一園統合に伴う遠距離通園者のための「園児送迎乗合タクシー」、高齢者等移動制約者の身近な地域交通となる「デマンド型乗合タクシー」、観光客の地域モビリティとなる「定時定路線シャトルバス」の運行に関してそれぞれ検討を行ってきました。

今回の変更点につきましては、特に観光交通システムにおいて平成22年度からの実証運行にあたり、地域公共交通検討委員会での地域ニーズ、村内中高校生へのアンケート調査結果等を踏まえた上でのシステム構築を目指すこととし、本連携計画については第1回変更として、以下の事項について追記及び変更するものでございます。

2. 主な変更点ですが、(1)「2. 地域公共交通の現状」の移送サービス事業につきましては、平成22年3月をもって廃止し、4月からNPO法人等の福祉有償運送の必要性等について協議するための福祉有償運送運営協議会を設置。(2)「3-2. 公共交通に関する村民意識(中学生・高校生)」について追記。内容としましては、昨年7月に村内の中学生・高校生の保護者を対象に通学の実態、抱えている課題を調査し、公共交通システム「元気号」での対応方法を検討いたしましたので、その調査内容を連携計画に追記したいとの提案であります。内容等の詳細については、前回のこの会議にて、ご説明をいたしましたので、省略いたします。

(3)「5. 目標達成のための事業及び実施主体」の(3)観光交通システム構築事業表の部分の、事業主体、運行主体、運賃の設定、車両についての記述について、この会議にて決定及び変更、追加された部分について、追記と変更といたしました。以上が連携計画の変更でございます。

3. 白馬村地域公共交通総合連携計画変更に関する住民意見の反映方法ですが、平成22年3月上旬から下旬の間で、意見募集(パブリックコメント)を実施予定。としております。

次に、資料4-2をご覧ください。今回は、第1回目の変更ということで提案させていただきます。なお、資料4-3には新旧対照表も作成しており、変更点をご覧いただけると思いますが、改めて資料4-2のアンダーラインについて説明いたします。

改正点ですが、目次の関連する頁を修正しております。

次に、P1ですが、1. はじめに (2) これまでの取り組み(14行目まで省略していません。)平成19年度は、「元気号夏物語」「元気号冬物語」の期間限定による運行、平成20・21年度は、「元気号冬物語」を期間限定により運行しており・・・という、平成21年度を追記しております。

P2の2. 地域公共交通の現状 (1) 公共交通機関の関係ですが、②乗合バス事業者 イ 川中島バス株式会社 ロ 川中島バス株式会社 に修正しております。

P5の(2)本村が行う交通支援施策 ②移送サービス事業 イ. 事業導入の経過

(8行目中段まで省略)本村の移送サービス事業もこの制度を活用し、総事業費から利用料収入を差し引いた金額の4分の3の補助を受けてきたが、国の三位一体の改革による影響か

ら平成16年度をもって打ち切られ、以降一般財源のみで実施している。なお、本事業は平成22年3月をもって廃止し、4月からNPO法人等による福祉運送サービスが提供できるよう、NPO法人等の福祉有償運送の必要性等について協議するための白馬村福祉有償運送運営協議会を設置した。が追記となっております。

P8の3-1. 公共交通における村民意識（高齢者）

P15～16にかけて、3-2. 公共交通における村民意識（中学生・高校生）について、高齢者向け・中高生向けにアンケートを行っておりますので、3-枝番をつけて掲載いたしました。その調査結果につきましては、（1）調査の概要 ①調査目的では、中学生、高校生の通学の実態を把握し、抱えている課題を明確化すると共に、公共交通システムでの対応方法を検討する材料を把握する。 ②調査対象ですが、白馬中学校・白馬高等学校生徒 ③回答者につきましては、生徒の保護者 ④調査期間は、平名21年7月15日（水）～7月22日（水） ⑤調査項目及び個々の調査の結果につきましては、資料の事前配布とさせていただきます。

P24の（3）観光交通システム構築事業について変更しております。表の項目と内容ですが、3段目の事業主体が、白馬村と一般社団法人白馬村観光局ということです。4段目の運行主体が、一般乗合旅客自動車運送事業者 ・松本電気鉄道株式会社 ・川中島バス株式会社 ・有限会社白馬交通 下から3段目の運賃の設定が、村内各地域1乗車200円とする。下から2段目の車両が、平成21年度において運行ルートに設定した村道の狭隘路線に対応できる車両とする。

P26の7. 白馬村地域公共交通会議の開催経緯（5行目まで略）地域公共交通総合連携計画は、平成21年1月に協議を調えた「白馬村乗合タクシー」の運行計画を基本として、関連事業の計画を定めている。その後においては、関連事業に係る検討委員会の開催等により、運行計画を見直している。

また、地域住民のニーズに対応した複合的な村内移動手段の確保を図るため、村内循環型シャトルバスの導入に向けた運行計画についても、関連事業として計画を進めている。

そして、第4回、第5回の会議日時及び議題を掲載いたしました。

最後にP29ですが、（2）白馬村地域公共交通会議委員名でございますが、H22. 2. 10現在の委員名簿を掲載しております。説明につきましては以上です。

（副会長）

ありがとうございました。目まぐるしい変更箇所がありましたが、ただいまの説明につきまして、なにかご質問等があれば挙手をお願いします。

（北野委員）

P5の1行目に書かれている在宅高齢者保健福祉推進支援事業を廃止して、ということは廃止されたのですね。

（松澤委員）

ここにありませうとおり、3月31日をもって終了したいということです。

（北野委員）

そうすると、その下のアンダーラインが入っている4月から運行サービスが提供できるよう運営協議会を設置した。とあり、この協議会は実働部隊なのですか、それとも協議会なの

ですか。

(松澤委員)

今の質問につきましては協議会という考え方です。

(北野委員)

協議会ということは、話し合う機関ということであり、それに対して先に廃止してしまうて良いのかな、と疑問が生じたのですが、その辺がどうなのかと。

(副会長)

もしよろしければ運輸支局の方からフォローしていただければと。よろしいですか。

(熊井委員代理)

今日この会議にオープンで参加させていただいております運輸支局の菅原といいます。

今のご質問につきましては、廃止が見込まれているということで、この運営協議会というのが道路運送法に定める会議になっておりまして、これは、ここの地域公共交通会議と同じように、申請があって内容が適切かどうかを判断する会議であり、先ほど疑問をもたれているように実働部隊がどこになるのかということですが、NPO 法人等と書いてありますが社会福祉協議会とか、そういうところでも申請があって協議が調うと運送できるということになっておりますので、実働部隊はNPO 法人等になるということになります。

あくまでも、こちらについては今まで無償でやっていたという話を聞いており、無償については許可と登録は必要ないということになっておりますが、例えばkm 幾らとか1回幾らと料金を定めてしまうと道路運送法では許可又は登録をしなければやってはならないとなっておりますので、それについては審議して体制を整えば切り替わり、若干なりとも金額をいただいで運送を開始したいということを始めたいということでもあります。このような回答でよろしいでしょうか。

(北野委員)

先に支援事業というものを廃止して良いのかな、という単純な疑問ですが今の話実際に無償でやっていたということですか。

(熊井委員代理)

この資料で言えば、平成12年度には既にこの事業を廃止しているのではないかと。そのように読めますが。

(北野委員)

もし何でしたら、文章的なものを考えていただくということでよろしく申し上げます。

(太田会長代理)

この文章を見ると、平成12年度により積極的な事業展開を図るために、ここに「」にある事業を廃止して、新しく介護予防生活支援事業を、この時点で創設したという見方で良いかと。

(北野委員)

要するに第3者にも分かりやすいように文章の並びを変えるなり検討していただくという条件付きで如何でしょうか。

(副会長)

その辺事務局はよろしいですか。

今まで、福祉有償運送も道交法の改正等によって、この大北地区も白馬だけが有償をやっていたいなかったということで、遅ればせながらこの地区もやるということで、今回4月からやりたいということであり先ほどの支局から話がありましたように、今までやってきていて申請がこの期間に重なっているということで、主体的なものは白馬村に関して言えば、社会福祉協議会が中心となって輸送の部分の有償にしてやると、分かりやすいように直して、今申し上げたように条件付きということで認めていただければと思います。

(熊井委員代理)

P24の(3)観光交通システム構築事業ですが、事業の開始時期で、事業導入検討を平成21年度、実証運行：平成22年度ということで記載されていますが、色々と検討を重ねた結果として平成23年度も継続してやっていこうかということも今の段階で考えはありますでしょうか。

(事務局)

あります。

(熊井委員代理)

それであれば、例えば23年度の実験については記載が無いと言われるよりは、書き方を22年度・23年度または22年度～と書くなど、その辺を工夫して書いていただければ連携計画ですので、何度も変更ということは手間がかかるのでと思いました。

逆に、国交省の関係での話ですが、今ほどのご質問と正に同じような感じになりますが、変更の手続きで、私どもの方から言い回しや丁寧な書き方など実際に色々なアドバイスがあると思います。そのためこの内容でお諮りしているということとなると、この事務だけでも事務局にもご苦勞が重なると思いますので、ある程度方向性さえ変わらないということを前提に、言葉の部分はある程度事務局に適宜変更をお任せいただければということでご賛同をいただけたらと思います。以上です。

(副会長)

ありがとうございます。

今、貴重なご意見をいただきましたが、私どもも実は国交省に色々申請をするのですが、何回もやりとりをしています。これまで一字一句変更させられるなど、そういった意味を踏まえて支局から方向性だけこのような方向とこの場で認めていただければ、内容に関しては事務局にお任せし、申請者と国交省とキャッチボールをして支障のないようにというお言葉をいただきましたのでお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。このように進めさせていただければ事務局も楽だと思いますのでお願いいたします。

(太田委員)

先ほどの事業開始時期ですが、これはあくまでも事業の時期ではなく、事業を開始する時期ということですので、実証運行ということであれば平成22年度という解釈で、これで良いのかなと私は思うのですが。

(副会長)

また、23年度もやるのであれば以降や、～と入れておけば変更の必要も無くいいのかなということ。よろしいですか。

(中村委員代理)

タクシー協会ですが、今の（３）観光交通システム構築事業ですが、これは導入検討が２１年度、実証運行２２年度からということですが、今これはまだ動いていないということですか。ホームページを見ましたら２００９年１２月１９日から３月何日ということでありましたが、これはまた違ったものでしょうか。

（副会長）

事務局からよろしいですか。

（事務局）

実際に、１２月から３月７日まで運行しております循環シャトルバス元気号は運行しております。これは別事業でやっているものですから、今回のこの地域公共交通総合連携計画では導入検討ということで、次年度から事業に入りますので、そこからは本格的に実証運行という意味合いであります。

（中村委員代理）

今は実験ということになると、お金は２００円で取っているということですか。

（事務局）

試験運行ではありますが、平成１８年～２０年と長い期間で実証運行をしておりましたので、運輸局さんと相談した結果、路線バス化しなさいということで、先に路線バスという乗合の許可をとりまして実施しております。

（副会長）

他に質問はありますでしょうか。無いようですので、それでは、白馬村地域公共交通総合連携計画の変更案につきまして、決を取りたいと思います。

先ほども言いましたように、多少字句の変更を含めた中で方向性の了解をいただくということで決を取りたいと思いますので、賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございました。全員の賛同をいただきましたので、白馬村地域公共交通総合連携計画の変更案は承認されましたので、案を消していただきますようお願いいたします。

その他で何かありますでしょうか。

（中村委員代理）

タクシー協会の小日向と申しますが、いつも内の事業者の方々が大変お世話になっており、ありがとうございます。

この場で出すのが適当かどうかわかりませんが、今、アルペンリゾートシャトルバスという無料バスが、現在スキー場間の移動ということでやられているようですが、これについては無料となっていますが、これだけのルートを組んでやるということとなると、とても無料では出来ないのではないのかなと感じているのですが、これについては今後支局の方でも調査をお願いしたいということです。

これは、タクシー業界も昨年の１０月にタクシー新法という特措法ができて、公共交通機関として鉄道・バスと同じ公共交通機関ということで位置付けられたわけで、今後公共交通として生き残るためには、経営基盤がしっかりしていないとできないものですから、経営基盤を脅かすような、こういったものについては、これからも注意して行きたいと思っておりますので、白馬村の皆さんで内容が分かっていたら、運行主体とか利用状況等をわかる範囲で教えていただければと思います。

(太田委員)

私が知っている範囲ですが、アルペンリゾート号というのは、八方・岩岳・栂池だと思います。これは八方バスターミナルを軸に運行しておりますが、事業主体は白馬観光開発だと思います。

運行を委託されているのは川中島バスかと思います。そちらの方のバスに看板が貼ってシャトルバスとして運行されていると認識しております。

(中村委員代理)

自家用バスでなくて、事業者のバスということですか。

(太田委員)

事業者に委託して運行しています。

(副会長)

乗客数とかはわからないですよ。

(太田委員)

わかりません。

この目的ですが、白馬観光開発という所は八方に索道があります。岩岳スキー場は全て、白馬観光開発の営業です。そして栂池にも索道を持っています。こういったことから会社の戦略として、いわゆる共通のリフト券を出しており、通常のコモン券というのは1日1カ所だけであり、会社の戦略として1日に2カ所も3ヶ所も回ろうと思えば使えるといった1日リフト券を有効に使うためにも、戦略的にできるようにアルペンリゾートと位置付けおり、そこを無料でお客様のサービスのためリフト券に付加価値をつけて行っているかと思います。

(中村委員代理)

白馬観光開発が川中島バスに委託してということ。

(川中島バス)

詳細については、完全にお答えできませんが貸切り事業として受託をして運行させていただいておりますので、お客様からは当然無償ですが受託先からは頂戴しておりますので、そのようにご理解をいただければと思います。

(副会長)

ほかには。

(松澤委員)

先ほどのナイトシャトルと昼間のシャトル便ですが、事業者サイドとしましては確かにリフト券共通券で乗っている方は黙認するのですが、地元の方がご利用されていることがたまにある訳で、これを把握していただき、私どももあちこち呼んでいただき迎えに行くわけですが、その時にシャトルが動いていることから大分連絡なしでキャンセルされるということを度々ありまして、如何かなど。その辺を現地にいる内の乗務員の高橋から話をしてもらえばと。

(副会長)

この際、公共交通会議ということですから、現状を知ってもらうことも必要だと思いますので。

(高橋)

今、白馬村で乗務員をやっておりますが外人の方が特に多いです。いちいち調べることもできませんし、キャンセルされる方ならまだ良いのですが、黙っていなくなる例も確かに増えている状況です。やり方として、もう少し白馬観光さんにも考えてもらえば良いと思うのですが。

(副会長)

ありがとうございました。自分の会社もやはり同様にあるんですよ。迎えに行ったがいなくなり、高橋さんの様にキャンセルの連絡が入れば良いのですが、どうもバスに乗っていったようだ、というケースがこの冬結構ありました。聞いてみるとシャトルバスの様です。

その辺色々難しい問題もあるので、お客さんのことを考えたら一概にお互いのエゴばかり出してもしょうがないので、その辺がうまく調整が図れればと思いますので、観光局も大変だと思いますが、うまく調整するようお願いいたします。

ほかになければ、その他について事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

特にありません。

(副会長)

以上で、本日の議事は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。この後の進行を事務局でお願いします。

5. その他

(事務局)

次回の会議につきましては、ご承認いただきました「白馬村地域公共交通総合連携計画」に基づく事業計画及び予算関係につきまして、ご審議をいただきたく、概ね4月頃を目途に会議を開催させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ちなみに、委員の皆さまの任期につきましては2年間ということで、平成22年3月23日までとなっておりますが、これまでの協議や審議内容をご理解していただいていることでもありますので、交通会議設置要綱第3条第4項の規定に基づき、公募委員の皆さまを含めて再任をお願いすることで、現在事務作業を進めておりますので、今後ともご協力につきましてよろしくお願いいたします。

6. 閉会

(事務局)

閉会を、窪田副村長より申し上げます。

(副村長)

どうもご苦労様でした。短時間の内に提案しました案件につきましてスムーズな審議をしていただきありがとうございました。

また、進行を務めていただいた風間副会長さんには大変ご苦労様でございました。その他の部分で、各交通機関の悩みを聞かせていただき、利用者のモラルによる部分もあるのかなとも思いますが、優良な交通機関の輸送体系を構築することが必要だと感じたところでございます。御礼を申し上げまして閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。